

(経済産業省生産動態統計調査)

審 査 メ モ

1. 今回申請された変更について

経済産業省生産動態統計調査（以下「本調査」という。）について、調査計画における「報告を求める事項」、「報告を求めるために用いる方法（以下「調査方法」という。）」、「集計事項」を、以下のとおり変更することを計画している。

また、本調査では、調査対象となる鉱産物及び工業品（以下「調査対象品目」という。）の選定や対象範囲の見直し等に係る統一的な基準を「経済産業省生産動態統計調査における統一基準」（以下「統一基準」という。）として策定しており、調査計画の変更に係る統計委員会での審議においては、統一基準の内容も踏まえながら、その妥当性を審議してきた経緯があるが、今般、経済産業省は、「統一基準」について、以下のとおり変更することを計画している。

- (1) 統一基準の見直し（本調査の調査対象品目に含める検討対象とする年間出荷額の水準の引き下げ、記載の修正等）
- (2) 集計事項の変更（速報に関する集計事項の削除）
- (3) その他の変更（調査対象品目の変更、調査方法の変更（調査票の電磁的記録での提出の削除））

(1) 統一基準の見直し

昨今の経済構造の変化を踏まえ、統一基準のうち、①本調査の調査対象品目に含める検討対象とする年間出荷額の水準の引き下げ、②ただし書きやなお書きの削除、③統計調査の再編や生産物分類の整備等を踏まえた記載内容の変更等を計画

(審査状況)

(ア) 本調査は、調査対象品目等の設定に際し「統一基準」を設け、これに基づき、必要な改正を行っている。

このため、平成13年に統計審議会（当時）に本調査の調査計画の変更が諮問された際は、「統一基準」の内容を含めて審議を行い、諮問第277号の答申「経済産業省生産動態統計調査の改正について」（平成13年11月9日統審議第10号）において、「統一基準」の内容を適当と整理した上で、個別の変更内容についても統一基準に沿った改正であることから適当と整理している。

(イ) このような経緯があることから、平成25年及び27年に調査計画の変更と併せて、「統一基準」の見直しを行った際も、統計委員会において、その妥当性について審議が行われている。

(ウ) 今般、経済産業省は、製造業を取り巻く状況の変化等を踏まえ、調査対象品目の選定方法等を見直す必要があるとして、「統一基準」を、表1のとおりに見直すことを計画している。

表 1 「統一基準」の見直し内容（案）

項目	現行	変更（案）
1 調査欄及び調査項目 (1) 製品欄 ②内訳項目	生産内訳、消費内訳及び出荷内訳(販売内訳)は、原則として行政ニーズ等が高いものとする。 <u>ただしこのうち、調査品目や項目が詳細または多岐にわたっているものについては、一般統計調査への移行について検討する。また、受入については、海外からの受入が多い品目について、「国内」と「国外」に分けることを原則とする。</u>	生産内訳、消費内訳及び出荷内訳(販売内訳)は、原則として行政ニーズ等が高いものとする。
③調査品目	調査品目については、業種や品目の特性を考慮して決められている直近の対象品目に基づいて、以下の方針で整理することとする。 なお、以下でいう「商品」は、<u>工業統計調査用商品分類の商品</u>であり、「品目」は、経済産業省生産動態統計調査の品目を指している。 i 年間出荷額が 100 億円未満の商品は対象外とする。<u>(工業統計調査商品分類)</u>と対応させることが困難な品目については、経済産業省生産動態統計調査の生産金額（生産金額の無い品目については販売金額）で評価する。） (略) iii 年間出荷額が <u>1000</u> 億円以上の商品のうち、現在、生産動態統計調査で調査されていない商品であって調査が可能なものは品目として採用する。また、近年、生産の伸びが著しい商品、注目度が高く今後の伸びが期待される商品、あるいは行政上必要な商品等は品目として採用する。 iv (略) また、<u>日本標準産業分類</u>の変更に対応した見直しも行うこととする。	調査品目については、業種や品目の特性を考慮して決められている直近の対象品目に基づいて、以下の方針で整理することとする。 なお、以下でいう「商品」は、<u>経済センサス-活動調査及び経済構造実態調査の調査品目分類</u>であり、「品目」は、経済産業省生産動態統計調査の品目を指している。 i 年間出荷額が 100 億円未満の商品は対象外とする。<u>(経済センサス-活動調査及び経済構造実態調査の調査品目分類)</u>と対応させることが困難な品目については、経済産業省生産動態統計調査の生産金額（生産金額の無い品目については販売金額）で評価する。） (略) iii 年間出荷額が <u>500</u> 億円以上の商品のうち、現在、生産動態統計調査で調査されていない商品であって調査が可能なものは品目として採用する。また、近年、生産の伸びが著しい商品、注目度が高く今後の伸びが期待される商品、あるいは行政上必要な商品等は品目として採用する。 iv (略) また、<u>産業分類・生産物分類</u>の変更に対応した見直しも行うこととする。
(2) 原材料欄	原材料欄については、 <u>古紙など環境分野等の業種横断的なもの</u> 及び政策上特段の必要性が認められる品目について調査する。	原材料欄については、 <u>リサイクルの把握</u> 及び政策上特段の必要性が認められる品目について調査する。
(3) 労務欄	「従事者数」については、調査対象の <u>調査範囲</u> を確定するため <u>継続することとし、部門区分</u> については、 <u>記入者負担の軽減の観点から統合を検討する。</u>	「従事者数」については、調査対象を確定するため <u>調査する。</u> また、 <u>部門区分については、行政ニーズ等が高いものとする。</u>
(4) 生産能力・設備欄	生産能力・設備については、鉱工業指数のうち生産能力指数及び稼働率指数を作成するために必要なもの及び政策上特段の必要性が認められるものとする。 <u>なお、生産指数に比べて生産能力指数及び稼働率指数については、行政ニーズ等が高いものとする。</u>	生産能力・設備については、鉱工業指数のうち生産能力指数及び稼働率指数を作成するために必要なもの及び政策上特段の必要性が認められるものとする。

	<u>働率指数の業種別代表率が低い（生産指数採用品目に比べて生産能力指数及び稼働率指数採用品目が少ない）業種を重点に、調査の可能性等の検討を行った上で拡充を図ることとする。</u> <u>調査単位については、より実態を表す単位を採用する（設備調査から能力調査への切り替えも推進する）。</u>	
3. 調査票	調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票<u>又は調査品目が類似している</u>等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。 （略）	調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票、<u>調査品目または調査項目が類似している</u>等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。 （略）

- (エ) これらについては、今後の本調査の調査計画の見直しに当たり基準となるものであること、また、従前から、変更の際は統計委員会において審議を行っていることから、その変更内容が適当かどうか確認する必要がある。

（論点）

I 総論

- a 「統一基準」の概要と平成 25 年に策定した「統一基準見直しに当たっての基本的考え方」の概要について、ご説明いただきたい。
- b 今回、「統一基準」を変更する趣旨、理由は何か。

II 個別の変更内容

1. 調査欄及び調査項目

（1）製品欄

② 「内訳項目」について

- a 今回、「内訳項目」について、一般統計調査への移行や海外からの受入が多い品目の分割についての記述を削除することとしているが、その理由は何か。また、それらについて、行政ニーズ等がないか、どのように確認したのか。
- b 現行、受入について「国内」と「国外」に分けて回答を求めている調査票は、具体的に何か。
- c 内訳項目の見直しは、行政ニーズ等が高いものとするとの記述は残るが、具体的には、今後、調査項目を見直す際には、どのような検討を行うことを想定しているのか。その際、統計利用者のニーズといった行政ニーズ以外のニーズについても内訳項目を見直す際の判断基準に含まれるのか。

③ 「調査品目」について

- a 今回、調査対象品目の選定に当たり、調査対象に含める商品の水準を、年間出荷額が 500 億円以上に引き下げるとしているが、その理由は何か。新たな水準を「500 億円」とした根拠となるデータと併せてお示しいただきたい。
- b 水準の引き下げに伴い、現時点で、「統一基準」の影響で本調査の調査対象となっていない商品のうち、どのようなものが調査対象に含める検討の対象となるのか。代表的な事例をお示しいただきたい。
- c 本調査では、年間出荷額が 100 億円未満の商品は、原則として調査対象外としているが、こちらの水準を見直さない理由は何か。
- d 年間出荷額が 100 億円未満の商品であって、現在も調査を継続しているものは何か。
- e 平成 27 年の統計委員会への諮問以降、調査対象品目の変更はどの程度実施されているか、また、「統一基準」との関係はどのようになっているか、品目を具体的に整理の上、お示しいただきたい。
- f これまで「日本標準産業分類の変更に対応した見直しも行う」こととされていたところ、今回、「産業分類・生産物分類の変更に対応した見直し」へと変更されている。これは、どのような意図で、「日本標準産業分類」から「産業分類・生産物分類」という文言へ変更したのか。

(4) 生産能力・設備欄について

- a 「生産能力・設備欄」において、①調査の可能性等の検討を行った上で業種の拡充を図ること、②調査単位の実態を表す単位の採用をすることの 2 点の記述を削除することとしているが、この理由は何か。
- b 現在、生産能力・設備について、回答を求めている調査対象品目は何か。

3. 調査票について

- a 調査票欄に、再編・統廃合を行う場合の検討内容として、新たに「調査項目の類似性」を追加しているが、この理由は何か。

(2) 集計事項の変更

現在、速報、確報、年報で、それぞれ異なる公表様式を使用しているところ、これを共通の公表様式に統一化することとし、当該変更に関連する調査計画の記載内容を変更

(審査状況)

- (ア) 経済産業省は、令和 3 年(2021年)以降、以下のとおり、速報、年報、確報で、それぞれ異なる公表様式を使用している。

速報様式

経済産業省生産動態統計（速報）						
1 鉄鋼業 Iron and steel						
品 目	単位	区 分	2024年 11月	2024年 12月	前 月 比 増減率(%)	前年同月比 増減率(%)
銑鉄	t	生 産 出 荷 在 庫				

確報様式

調査票番 号	～	項目名	品目名	アイテム 名	単位名	2023 12月	2024 1 月	…	2024 12月
1010		製品	製鋼用銑	生産	t				

年報様式

調査 票 番号	～	品 目 名	アイ テム 名	単位 名	2020 年	…	2024 年	2022 年度	2023 年度	2024年 第1四 半期	2024年 第2四 半期	2024年 第3四 半期	2024年 第4四 半期	2024 1 月	…	2024 12月
1010		製鋼用銑	生産	t												

(イ) なお、調査計画においては、別添のとおり集計事項を定めており、当該公表様式において、調査計画上、集計事項として位置づけられている項目のほかに、参考値として確報については、過去の時系列数値、年報については、年計・年度計等の数値を掲載している。

(ウ) 今般、経済産業省は、速報、年報、確報の公表様式を統一化し、以下の様式にて公表することを計画している。

速報・確報・年報共通

調査票番号	～	品目名	アイテム名	単位名	○年 1 月	…	○年12月
1010		製鋼用銑	生産	t			

(エ) 今般の公表様式の統一に伴い、速報、確報、年報の公表様式が以下のとおり見直される見込みである。

① 速報の変更内容

- ・業種別の表章を取りやめ
- ・鉱工業指数の品目単位から本調査の調査品目単位での表章に変更
- ・前月比増減率、前年同月比増減率の表章を取りやめ
- ・直近2か月分の結果を表章していたものを、表頭の項目を各年の1月から12月で固定し、当該月のデータが公表されるたびに、様式にデータを追記する表章

に変更

② 確報の変更内容

・調査月からさかのぼって13か月分の結果を表章していたのを、表頭の項目を各年の1月から12月で固定し、当該月のデータが公表されるたびに、様式にデータを追記する表章に変更

③ 年報の変更内容

・過去5年分、2年度分、4四半期分の合算値の表章を取りやめ

(オ) これらの公表様式の見直しを踏まえ、本件申請では、表2のとおり、調査計画の変更が必要となる速報に関する記述を変更することを計画している。

表2 「集計事項」の新旧対照表

現行	変更後（案）	備考
別表第3（1）経済産業省生産動態統計速報 業種別・品目別、生産数量（又は金額、重量、容量）・出荷数量（又は金額、重量、容量）・在庫数量（又は金額、重量、容量）、 <u>前月比増減率、前年同月比増減率</u>	別表第3（1）経済産業省生産動態統計速報 品目別、生産数量（又は金額、重量、容量）・販売数量（又は金額、重量、容量）・在庫数量（又は金額、重量、容量）	・「出荷」の内訳項目のうち、「出荷販売」の数値を主に公表しているため、実態に合わせた書きぶりに変更する

(カ) なお、年報については、調査計画上は記載事項の変更がないことから、令和7年6月公表予定の2024年版年報より、新たな様式で公表したいとしている。

(キ) これについては、「公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月28日閣議決定）」（以下、「第Ⅳ期基本計画」という。）において、「統計データ等の提供は、統計ユーザー等にとってよりアクセスしやすく、利便性の高いものとなるよう、ユーザー視点に立って改善・充実を進める。」とされていることを踏まえると、前月比増減率等の数値の公表を取りやめることに関しては慎重な検討が必要と考える。

このため、今回の公表様式の統一化の必要性及び利用者の利便性を確保するための具体的な措置や利用者への周知などの内容について、確認する必要がある。

（論点）

- a 確報及び年報においては、調査計画上、集計事項として位置づけられている項目のほかに、参考値に当たる数値を一体として公表しているとのことだが、具体的にどの部分が調査計画上の集計事項であるのか明示されたい。

b 現行の各公表様式は、いつから利用しているのか。公表様式を現在の様式に変更した契機、背景事情、必要性は何か。特に、確報、年報において、調査計画の集計事項に含まれていない項目を参考値として併せて公表していた理由は何か。

c 現行の公表様式を見直し、速報、確報、年報の公表様式を統一化する必要性、メリットは何か。

- d 速報、月報、年報の様式の統一化に伴い、前月比増減率、前年同月比増減率といった集計値は公表されなくなるが、これまでの利用者の利便性を確保するため、どのような対応を考えているか。特に、これまで過去5年分の合計値等を公表していたところ、調査品目が変更になった場合も今までと同様の数値は利用者において集計可能なのか。
- e 公表様式の見直しに関して、経済産業省においてパブリックコメントを実施しているが、具体的にどのような意見が寄せられているか。
- f 公表様式の変更に関する利用者への周知やサポート等、どのような対応措置を検討しているのか。また、公表内容を変更するタイミングも、どのように検討したのか。
- g 今回、集計事項の用語として、「出荷数量」を「販売数量」に変更することを計画しているが、「出荷」と「販売」の定義はどのようなになっているか。また、調査計画の「報告を求める事項」においては「出荷」という用語を用いているが、両者の整合性を取る必要はないか。

(3) その他の変更

ア 報告を求める事項の変更（調査品目の区分変更）

「機械器具月報（その40）自動車（戦闘用自動車を除く）」の「1-1 製品」の品目区分のうち、二輪自動車（モータースクータを含む）について、法令の改正を踏まえ、変更

（審査状況）

- (ア) 本調査の「機械器具月報（その40）自動車（戦闘用自動車を除く）」は、乗用車、バス、トラック・シャシー、特殊自動車、トレーラ、二輪自動車（モータースクータを含む）の別に、生産、受入、出荷、月末在庫の数量等について報告を求めている。
- (イ) このうち、二輪自動車（モータースクータを含む）については、表3の区分別に報告を求めているところ、本件申請において、見直しを計画している。

表3 二輪自動車（モータースクータを含む）の区分

現行	変更（案）
気筒容積50ml以下	気筒容積125ml以下のうち 最高出力4kw以下
気筒容積50mlを超え125ml以下	気筒容積50mlを超え125ml以下のうち最高出力 4kwを超えるもの
気筒容積125mlを超え250ml以下	気筒容積 125mlを超え250ml以下
気筒容積250mlを超えるもの	気筒容積 250mlを超えるもの

- (ウ) これは、総排気量50cc以下で設計最高速度50キロを超える原動機付自転車が、令和7年11月以降、新たな排ガス規制が適用されることとなったところ、これに適合した形で原動機付自転車を生産することが困難なことを踏まえ、今般、道路交通法施行規則が改正され、総排気量125ml以下のうち、最高出力4kw以下に制御した自動二輪車が新たに従来の一般原動機付自転車として区分されることとな

り、今後、原動機付自転車は、当該規格により、生産されることとなったことを踏まえたものである。なお、区分の見直しに当たっては経済産業省と報告者である業界団体との間でも調整済みである。

- (エ) これについては、現行の統一基準1(1)③iv「品目特性の変化に応じた品目設定、単位の見直し、定義変更、調査票間の移動等の調整を行う。」を踏まえた見直しであり、適当であると考える。

(論点)
特になし

イ 調査方法の変更（調査票の電磁的記録での提出の削除）

調査票の提出方法のうち、「電磁的記録による提出」について、記述を削除する。

(審査状況)

- (ア) 調査計画においては、調査方法の概要について記載しているが、本調査では、これまで調査票の回収方法について「調査票による提出」、「オンラインによる提出」に加えて、「電磁的記録による提出」（具体的にはCD-R等の電磁的記録媒体を想定）による提出も可としていた。
- (イ) しかしながら、近年、報告者から電磁的記録による提出の実績がないことから、本件申請では、当該記述を削除するとしている。
- (ウ) これについては、電磁的記録による提出がオンラインによる提出が導入される前に広く利用されていた方法であり、オンラインによる提出の進展により、今後、当該方法が利用される見込みもないことから、特に問題ないものと考えるが、現在の調査票の提出状況について、念のため、確認する必要がある。

(論点)

- a 現在の調査票の提出状況は、郵送とオンラインでそれぞれどの程度の割合となっているか。

2. 統計委員会諮問第128号の答申（令和元年5月24日付け統計委第1号）における「今後の課題」及び「留意すべき事項」への対応状況について

本調査については、統計委員会の諮問第128号の答申において、以下の検討課題及び留意すべき事項が指摘されている。

(1) 今後の課題

- ① 民間事業者の活用範囲の拡大による影響分析等
今回の変更による調査結果への影響分析を行い、その結果を委託業務内容等の改善に活用するとともに、本委員会に事後的に報告すること。
- ② 将来的な母集団名簿の整備について
本調査の透明性の確保・向上を図る観点から、母集団名簿として使用している情報の概要や、報告者数の選定時点を調査計画に追記することについて、本委員会点検検証部会における審議状況も踏まえつつ、検討すること。また、本調査の精度を確保する観点から、経済構造実態調査に工業統計調査が包摂された場合、本調査の母集団名簿の作成

方法に影響が生じる可能性があるため、将来的な母集団名簿の整備方法について、経済構造実態調査の見直し状況も踏まえ、検討すること。

③ 集計事項の充実

「サービス用機器」のうち、本調査の対象とはなっていないパチンコ・スロットマシンについて、内閣府における検討・検証の結果、推計による対応が困難と判断した場合、本調査の調査対象品目の追加に向けた実査可能性を検討し、可能な限り早期に結論を得ること。また、工業統計調査と本調査の定義が同一となっているにもかかわらず、両調査結果にかい離が生じている、半導体製造装置のウェーハプロセス用処理装置及び建設・鉱山機械の建設用クレーンについて、早急にその原因を究明し、必要な改善方策を講じること。

(審査状況)

(ア) 前回諮問時に付された「今後の課題」のうち、「① 民間事業者の活用範囲の拡大による影響分析等」、「② 将来的な母集団名簿の整備について」の前段部分（調査計画への情報の追記）、及び「③ 集計事項の充実」に関しては、速やかに統計委員会に報告することが求められたことから、第168回統計委員会（令和3年9月29日開催）において対応状況を経済産業省から報告している。

その結果、いずれの項目についても経済産業省の対応は適当とされたが、②の後段部分（経済構造実態調査の見直し状況を踏まえた検討）については、経済構造実態調査の見直し状況を踏まえる必要があることから、引き続き検討することとされた。

(イ) 今般、残された②の後段部分の課題について、経済産業省に確認したところ、以下のとおりであった。

本調査は、これまで工業統計の名簿を用いて調査対象事業所の脱漏捕捉を行って来たことから、まずは、令和6年に全数調査である経済センサス-活動調査の名簿情報を用いた脱漏捕捉を実施したところ。今後は、経済構造実態調査の名簿情報を活用した脱漏補足を行い、当該名簿について有用性を検証した上で、本調査の名簿整備を行う予定である。

(ウ) これについては、最新の調査結果を踏まえつつ、母集団名簿の整備を進めているものであり、基本的には適当と考えられるが、経済産業省の検討状況を確認する必要がある。

(論点)

- a これまで、経済センサス-活動調査の名簿情報を利用した脱漏捕捉を行ったとのことであるが、具体的な検証内容はどのようなものか。
- b 今後の母集団名簿の整備方法は、どのように行うのか、その際、経済構造実態調査の調査結果をどのように利用し、有用性の検証を行うのか。

(2) 留意すべき事項

- ① 経済産業省は、これまで都道府県において蓄積してきた調査対象事業所の特性等のノウハウの提供を受け、それを基に民間事業者に対し、適切な指導・作成プロセス管理を行うこと。
- ② 経済産業省は、都道府県における本調査結果の利用や動向分析等に支障が生じないよう、適切に情報提供等の支援を行うこと。

また、本調査は、調査結果の利活用状況からみて、安定的な結果提供の維持等が必要であることから、今回の変更による調査結果への影響分析を行い、その結果を委託業務内容等の改善に活用するとともに、分析結果を、本委員会にも事後的に報告する必要があることを指摘する。

(審査状況)

(ア) これらの留意すべき事項については、本調査が民間委託に全面的に移行することを踏まえ、付されたものであるが、経済産業省は、以下のとおり報告している。

- ① 調査業務の完全外注化にあたり、それまで都道府県で実施していた督促等に係る客体情報を本省担当職員が収集し、その内容を民間事業者へ情報共有した。また、当該情報を活用し、本省担当職員と民間事業者において、督促や疑義照会等で使用する電話応答マニュアル（トークスクリプト）等を作成することで、トラブルを未然に防ぐようにした。
- ② 令和2年からの完全外注化以降も、都道府県が地域 IIP 等を作成できるように、二次利用申請の受付を行い、データ提供を実施している。
- また、第168回統計委員会の資料6でオンライン率について回答しているが、外注化拡大の初年度となった2020年のオンライン率は63.4%であったが、2024年のオンライン提出率は86.9%となっており、当省と委託事業者の連携による委託業務の活用の効果と考えている。

(イ) これらについては、民間委託後も円滑に調査が実施されており、オンライン提出率等も外注委託開始後向上していることから、概ね適切と考える。

(論点)

特になし

以上

別表第3〔集計事項〕新旧対照表

別添

(1) 経済産業省生産動態統計速報

変更後：品目別・生産数量（又は金額、重量、容量）・販売数量（又は金額、重量、容量）・在庫数量（又は金額、重量、容量）

変更前：業種別・品目別・生産数量（又は金額、重量、容量）・出荷数量（又は金額、重量、容量）・在庫数量（又は金額、重量、容量）、前月比増減率、前年同月比増減率

(2) 経済産業省生産動態統計月報及び経済産業生産動態統計年報

集計事項 業種及び 調査票番号		品目別（又は用途別、材質別、製法別、経済産業局別、都道府県別、工程別、設備別、鉱種別）																											
		生産		生産内訳		生産内 訳及び 月間進 ちよく量	生産量 の 換算値	生産 実績	製品別 内訳 生産	印刷方 式別内 訳生産	受入		消費	消費内 訳※9	消費(次 工程投 入)部門 別内訳	出荷				出荷内訳		販売先 内訳	月末 在庫	修理	加工高	金鉱 (精鉱) 生産・ 出荷・ 月末在 庫	投入	品種 振替	
											国内 ・国外	数量※4				数量※4	数量	数量	数量※5	金額	数量								数量
		数量※1	金額	数量※2	金額	数量※3	数量	数量	金額	金額			数量※4	数量※4	数量							数量	数量※5	金額	数量	数量	数量	数量※6	
鉄鋼	1010、1020、1040、1050、 1060、1070 (1090 ₈₈)	◎		○							○		◎		△ 1010		◎				◎			◎					
非鉄金属	5040、5040、5050、5060、 5070、5080、5090	◎									◎		○				◎	◎			◎		△ 9080	◎					
金属製品	2210、2220、2250、2260、 2270、2510、2520、2530、 2540、2550、2560	◎	◎	△ 2540							○		○				○	○			○			○					
はん用・生産 用・業務用機 械	2010、2020、2030、2040、 2060、2070、2080、2090、 2100、2110、2120、2140、 2160、2170、2180、2190、 2200、2230、2240、2460、 2470、2570	○	◎	△ 2230	△ 2230	△ 2010					○	△ 2160	○				○	○			○			○					
電気・電子デ バイス・情報通 信機械	2280、2290、2300、2310、 2320、2330、2340、2350、 2360、2370、2380、2390	◎	◎								○	△ 2310	○				○	○			○			○					
輸送機械	2400、2410、2430、2440、 2450	◎	◎	△ 2400	△ 2400						○						○	○			○			○	△ 2450				
窯業・土石（建 材）	5120、5130、5140、7230、 7250、7260、7290、7320、 7340	◎	△ 5130				△ 7290				○		○				◎	◎			◎			◎					
パルプ・紙・紙 加工品	4230、4240、4260、4290、 4295	◎	△ 4290								○		○	△ 4230	△ 4290		◎	◎			◎			◎					
化学工業	6010、6080、6090、6100、 6121、6122、6140、6160、 6171、6175、6180	◎			△ 6175						◎		○				◎	◎			◎			◎					
ゴム製品・プラ スチック製品	6201、6202、6210	◎									◎		△ 6210				◎	◎			◎			◎					
繊維工業	3010、3040、3110、3150、 3160、3180、3200	○		○				△ 3150			○		○				○	○			○			◎		△ 3160			
その他の工業	4300、5020、5030、5050、 5080、5100、5110	○							△ 4300	△ 4300	○	△ 5020					○	○			○	△ 5110	△ 5110		○				
鉱業・石油・石 炭製品	8020、8040、8061	◎		△ 8040							○		◎	○			○	○	△ 8061	△ 8061	◎			◎			△ 8020	△ 8061	△ 8061

注：「◎」は全ての調査票、「○」は2つ以上の調査票、「△」は1つの調査票が該当し、数字は該当する調査票番号を示す。
※1. 又は重量、容量、含有量 ※2. 又は重量、容量 ※3. 及び容量 ※4. 又は重量 ※5. 又は重量、容量、面積、個数、含有量 ※6. 及び面積・金額 ※7. 又は金額 ※8. 「1090」は、「1010～1060」と同封される調査票であり、月末従事者数及び月間生産能力のみを調査している。 ※9. 又は出荷・消費内訳、販売・消費内訳

経済産業省生産動態統計調査計画の5(1)⑥から⑧の調査を行った品目については以下の事項について集計する。

		30	31	32	33	34	35	36	37
		原材料別					品目群別	品目別	
		受入	生産 又は発生	消費	月末在庫	生産品目別 消費内訳	月末 従事者数	月間生産 能力(指数)	稼働率
		数量又は重量							
鉄鋼	1010、1020、1040、1050、 1060、1070 (1090 _並)	△ 1010	△ 1010	○	○		◎	○	○
非鉄金属	5040、9040、9050、9060、 9070、9080、9810		○	○	○		◎	○	○
金属製品	2210、2220、2250、2260、 2270、2510、2520、2530、 2540、2550、2560			○			◎	○	
はん用・生産 用・業務用機 械	2010、2020、2030、2040、 2060、2070、2080、2090、 2100、2110、2120、2140、 2160、2170、2180、2190、 2200、2230、2240、2460、 2470、2570						◎	○	
電気・電子デ バイス・情報 通信機械	2280、2290、2300、2310、 2320、2330、2340、2350、 2360、2370、2380、2390						◎	○	
輸送機械	2400、2410、2430、2440、 2450						◎	○	
窯業・土石 (建材)	5120、5130、5140、7230、 7250、7260、7290、7320、 7340						◎	○	○
パルプ・紙・ 紙加工品	4230、4240、4260、4290、 4295			○	○		◎	◎	◎
化学工業	6010、6080、6090、6100、 6121、6122、6140、6160、 6171、6175、6180			△ 6122			◎	○	○
ゴム製品・プ ラスチック製 品	6201、6202、6210			◎		△ 6210	◎	○	○
繊維工業	3010、3040、3110、3150、 3160、3180、3200			△ 3160			◎	○	○
その他の工 業	4300、5020、5030、5050、 5080、5100、5110						◎	○	○
鉱業・石油・ 石炭製品	8020、8040、8061						◎	△ 8020	△ 8020

注:「◎」は全ての調査票、「○」は2つ以上の調査票、「△」は1つの調査票が該当し、数字は該当する調査票番号を示す。

※:「1090」は、「1010～1060」と同封される調査票であり、月末従事者数及び月間生産能力のみを調査している。